

「TOPIX（東証株価指数）等の見直しについて」に係るご質問と当取引所の考え方について（FAQ）

株式会社東京証券取引所は、2020年12月25日に「TOPIX（東証株価指数）等の見直しについて」として、当取引所の案を公表し、本年2月26日までの間、指数コンサルティングを通じて意見募集しました。また、東証マザーズ指数の見直しについては、本年3月26日から4月9日までの間、追加的に意見募集し、これらの全ての結果について本年4月30日に公表しました。

本件に関連し、これまで当取引所にお寄せいただいた各種の御質問のうち、比較のお受けすることの多い御質問と当取引所の基本的な考え方について以下のとおり取りまとめました。

項番	御質問	当取引所の考え方
1. TOPIX の見直し		
1-1	TOPIX（東証株価指数）の名称に変更があるか。	・ TOPIX（東証株価指数）の名称に変更はありません。
1-2	段階的ウェイト低減銘柄を決定するための2回目の評価に必要な情報はどのように提出したらよいか。	・ 2021年6月30日を基準とする「新市場区分における上場維持基準への適合状況の通知」における流通株式時価総額が100億円未満となった会社については、翌期末の株式分布状況について、「市場区分の再編に係る第二次制度改正事項」に定められた新たな方式による再提出を2022年8月最終営業日まで受け付ける予定です。詳細な手続きは個別に通知します。
1-3	TOPIX の段階的な移行後の選定ルールについてはどのようになるのか。	・ 今般の指数コンサルティングは、連続性を保ちつつ TOPIX の投資対象としての機能性を更に高めるための移行案について意見を募集しています。 ・ 今般の見直し後の TOPIX 構成銘柄の選定ルールについては、今回の指数コンサルティングの結果公表後、当取引所で検討のうえ、別途指数コンサル

項番	御質問	当取引所の考え方
		<p>テーションを通じて御意見を募ったうえで取りまとめる方針です。</p>
1-4	<p>段階的ウエイト低減銘柄のうち、再評価において移行係数 0.6 のまま維持となる銘柄は移行完了後も移行係数が維持されるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の指数コンサルテーションの結果公表後、別途実施予定の TOPIX 構成銘柄の選定ルールに係る指数コンサルテーションの中で検討いたします。</li> </ul>
1-5 (追加)	<p>段階的ウエイト低減銘柄の第一回判定について、「2021年6月30日を基準とする『新市場区分における上場維持基準への適合状況の通知』における流通株式時価総額」を用いるとあるが、適合状況の一次判定、二次判定のいずれの値を用いるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年5月12日に当取引所が公表した「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について—第二次制度改正事項に関するご説明資料—」において、適合状況の一次判定及び二次判定について記載があります。 <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005jkv0.pdf">https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/nlsgeu000003pd3t-att/nlsgeu000005jkv0.pdf</a></li> <li>TOPIXにおける段階的ウエイト低減銘柄の第一回判定には、原則として適合状況の二次判定（ただし、書類の提出が行われなかった場合は一次判定）の流通株式時価総額を用います。</li> <li>ただし、上記の二次判定としての基準日を設定した場合であっても、段階的ウエイト低減銘柄の第二回判定及び再評価に用いる流通株式時価総額の決算期は、適合状況の一次判定の決算期に基づき決定します。</li> </ul>
2. その他の指数の見直し		
2-1	<p>新市場別指数とはどんな指数か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新市場別指数（プライム市場指数／スタンダード市場指数／グロース市場指数）、は、新設される各市場に上場する内国普通株式を対象とする株価指数です。各市場の動向を示す統計指標として、1日1回の算出・配信を予定しています。</li> </ul>
2-2	<p>現在の TOPIX の算出要領に従って計算される指数は提供されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ」の報告書において「当分の間、経過措置として算出するこ</li> </ul>

項番	御質問	当取引所の考え方
		<p>とが適当」とされたことを踏まえ、TOPIX 移行期間中において、新市場区分の施行日直前の TOPIX 構成銘柄を維持した「旧東証市場第一部指数」の算出、公表を予定しています。</p>
2-3	<p>TOPIX、上場時価総額加重 TOPIX（旧東証株価指数）、旧東証市場第一部指数の違いは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「上場時価総額加重 TOPIX（旧東証株価指数）」は、TOPIX に浮動株比率の概念を導入した 2005 年 10 月 31 日に、浮動株比率を導入しなかった場合の TOPIX として、2005 年 10 月 28 日の終値を TOPIX と同一値として計算を開始した指数です。そのため、TOPIX と構成銘柄は一致するものの、TOPIX が浮動株時価総額加重方式で算出される一方、本指数は上場時価総額加重方式で算出される点で異なります。</li> <li>「旧東証市場第一部指数」は新市場区分の施行日直前の TOPIX 構成銘柄を維持して計算がなされるため、TOPIX とは構成銘柄が異なる指数となりますが、TOPIX と同じ浮動株時価総額加重平均方式で算出します。また、旧東証市場第一部指数は、TOPIX 移行のための参考指標として TOPIX の移行期間において算出する予定です。</li> </ul>
2-4	<p>規模別指数、業種別指数等の算出に用いられる浮動株比率には移行係数が加味されるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX の構成銘柄をユニバースとして算出する東証 33 業種別指数、TOPIX-17 シリーズ、東証規模別指数、TOPIX ニューインデックスシリーズ、TOPIX スタイルインデックスシリーズ、TOPIX Ex-Financials については、TOPIX のキャップ調整後浮動株比率を用いて算出を行います。当該浮動株比率には、移行係数も加味いたします。</li> </ul>
<p>3. 浮動株比率（FFW）の算定方法の見直し</p>		
3-1 (更新)	<p>「浮動株比率の算定の基礎となる株主のデータ・ソースを外部データに変更し、当該データに記載されている株主の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、固定株の認定の基礎資料として、有価証券報告書等の上場会社公表資料から固定株を認定し、固定株比率を算定することとしております。具体的には、有価証券報告書に記載されている大株主上位 10 位の保有株、自己株</li> </ul>

項番	御質問	当取引所の考え方
	名称に基づき浮動株とみなす株式を判定する」とあるが、具体的にどのようなデータを用いるのか。	<p>式、役員等の保有株等を用いて算定を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般、いわゆる政策保有株を追加的に固定株として認定することとしますが、その際に用いる情報については、これまでの浮動株比率の算定に用いた有価証券報告書から変更ありません。</li> <li>・ 一方、政策保有株の認定に係る作業実務の関係から、有価証券報告書の情報をデータベース化している東洋経済新報社のデータを利用することとします。</li> </ul>
3-2 (更新)	見直し後の浮動株比率はいつ公表されるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>2022年4月最終営業日、5月最終営業日及び6月最終営業日に適用される浮動株比率については、第1回目の移行である2022年4月の第5営業日に指数基礎情報サービスを通じて公表いたします。</b></li> <li>・ それ以降の浮動株比率の定期見直しについては、従来と同様に修正日の属する月の第5営業日に指数基礎情報サービスを通じて公表いたします。</li> </ul>
3-3	特定投資株式には、みなし保有株式を含めるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券報告書に記載された特定投資株式（純投資目的以外の株式）を新たに固定株の対象とし、みなし保有株式は対象としません。</li> </ul>
3-4 (更新)	今回の浮動株比率（FFW）算出方法の見直しに伴い、FFWは大きく変動するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の見直しに伴い、有価証券報告書に掲載の「他の上場会社等が純投資目的以外の目的で保有する投資株式」（いわゆる政策保有株式）を新たに固定株とするなど一定の変動は生じますが、その変動については、原案でお示ししたとおり、3回に分割して調整することにより、通常のFFW定期見直しにおける変動程度に緩和して移行できるものと試算しています。</li> <li>・ 加えて、マーケット・インパクトの更なる低減及び浮動株の増加の余地の大きい上場会社における取組みを浮動株比率の算定に際し反映する機会を確保することなどを目的に、現行の算定方法に基づく浮動株比率から新方式の算定方法に基づく浮動株比率を減じた数値が0.1を超える銘柄については、</li> </ul>

項番	御質問	当取引所の考え方
		<p>移行期間中の本変動の上限を 0.1 とします。また、2022 年 7 月以降の当該銘柄の決算期に応じて行う定期見直しにおいても同様に対応することとします。</p>
3-5	<p>流通株と浮動株の見直し後の定義について教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JPX ウェブサイトを参照ください。 (流通株について) <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/index.html">https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/index.html</a></li> <li>(浮動株について) 3. 浮動株比率の算定方法の見直し <a href="https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/20201225-01.html">https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/20201225-01.html</a></li> <li>・ なお、流通株式の定義の見直し後の試算方法等の参考情報については、「上場会社向けナビゲーションシステム」も併せてご参照ください。 (上場会社向けナビゲーションシステム関連ページ) <a href="https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2483.html">https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2483.html</a></li> </ul>

以 上